

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	2	府 省 庁 名	法務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（徴収規定）		
要望 項目名	船荷証券等の電子化に伴う所要の措置		
要望内容 （概要）	商法（明治 32 年法律第 48 号）上、船荷証券等の有価証券は紙で発行することが求められているところ、平成 29 年に国連国際商取引法委員会で電子的移転可能記録モデル法が制定されたことや、令和 3 年 6 月の規制改革実施計画において船荷証券の電子化を可能とする具体的措置を講ずることが求められたことを受け、船荷証券等の交付に代えて船荷証券等に記載すべき事項を記録した一定の電磁的記録（以下「電子船荷証券記録等」という。）の提供をすることができるようにするための法改正を予定しているところ。 上記商法の改正に際し、電子船荷証券記録等が提供されている場合の強制執行の取扱いを踏まえ、地方税に関する滞納処分についても、所要の措置を講ずる。		
関係条文	—		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 近年の情報通信技術の進展に伴う電子商取引の拡大に対応するため、船荷証券等の交付に代えて電子船荷証券記録等の提供を行うことができるようにする等の措置を講ずる必要がある。 （２）施策の必要性 平成 29 年に国連国際商取引法委員会において電子的移転可能記録モデル法が制定され、各国において同モデル法を参考に国内法を整備する動きがある中、本邦においても、令和 3 年 6 月に閣議決定された規制改革実施計画において、船荷証券の電子化を可能とする具体的措置が求められており、上記法改正を速やかに実現する必要がある。同法改正に際し、電子船荷証券記録等の提供がされた場合に対応するため、強制執行の取扱いを踏まえ、地方税に関する滞納処分についても、所要の措置を講ずる必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—